

『上里町遊休農地再生事業』 のお知らせ

遊休農地を活用しませんか！

上里町では令和8年度から、樹木が生えている等の理由により、耕作をするためには整地（再生）が必要な遊休農地を新たに借り受け、耕作する農家に対して、**その整地に係る経費の7割（最大で70万円）**の補助を行います。



隣の畑を借りればもっと広く耕作できるけど、木も生えているし、整地まではできないなあ・・・。

そんな悩みを抱えている農家の皆様に活用いただける事業になります。

なお、活用にあたりましては利用条件がありますので、農業委員会事務局までご相談ください。

主な利用条件

- ・ 「JA出資型農業法人に対する遊休農地再生・活用奨励事業（以下JA出資型事業）」を活用すること。
- ・ 認定農業者、認定新規就農者、地域計画において農業を担うものとして位置付けられた者のいずれかに該当すること。
- ・ 整地した農地を農地中間管理事業を利用して新たに6年以上の使用貸借で借り受けること。

問合せ先：上里町役場 2階
農業振興課内農業委員会事務局
TEL 0495-35-1232

申請の流れ

